

# 憲法学者から見た「復興」

大分大学 山崎 栄一

「復興」とは、被災地の「自治」を基調にしながら、被災者個人の「自律」を回復することである。



# 憲法の成り立ち

- 個人があって国家があるという「個人主義」に立脚した法設計
- 憲法が想定している人間像  
人権の主体としての個人を、自らが最善と考える自己の生き方を自ら選択して生きていく人格的・自律的主体
- 憲法第13条にある「個人の尊重」は、このような「人格の尊厳」「個人の尊厳」という原理を条文化したもの
- 「人権」とは、そのような人格的・自律的生のために必要不可欠な利益をいう〔人格的自律権論〕
- 統治機構の存在は、人権を実現する手段としてとらえられる

# 憲法学者の言い訳

- 憲法訴訟論を中心に展開されてきたため、「違憲」か「合憲」かという議論しかしてこなかった
- ↓
- 災害復興(特に生存権・被災者の生活保障)の場面で、「違憲」と判断される領域はほとんどあり得ない
- ↓
- 「個人補償違憲論」によって、かえって被災者支援運動の封じ込め・足かせになってしまっていた
- ↓
- 災害復興に口出しする余地(あるいは、**政策論・運動論として表舞台に立つ意欲**)がほとんど無いので、憲法学者は役立たずと思われてきた

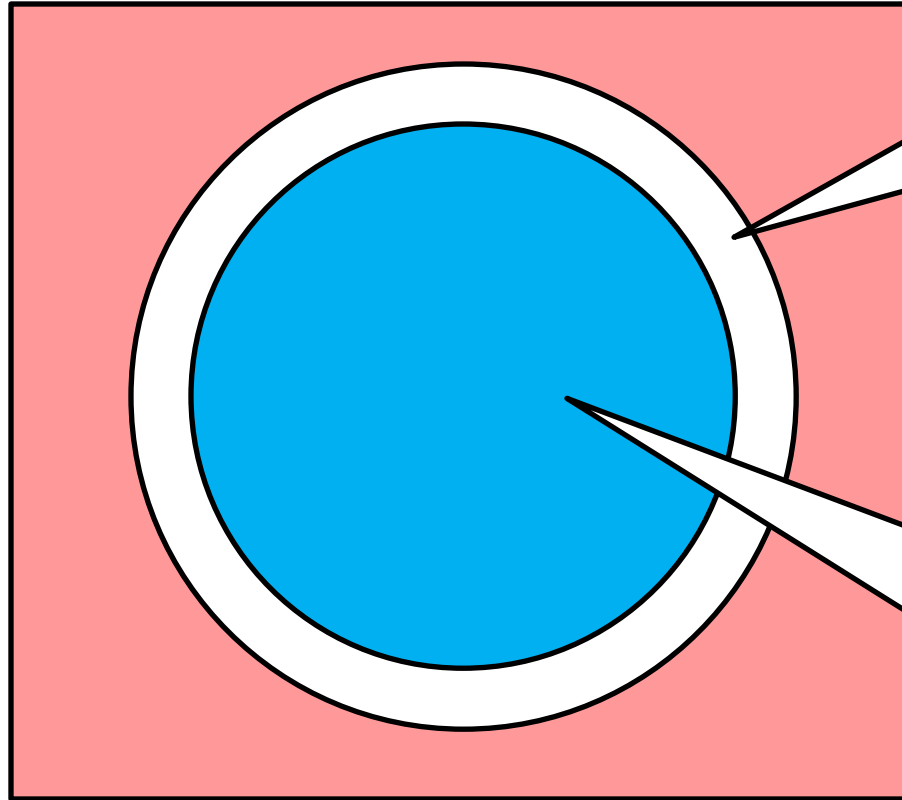


## これからの憲法学者のあり方

- 「訴訟論」のみならず、「政策論」を展開する必要性があるので、立法・行政に対しても口出しすることが容易になる  
↓
- そうなると、災害復興に対しても、積極的な関与ができるようになる 憲法学者でも何らかの貢献ができるようになる  
↓
- これからは、憲法は災害復興に対する「限界」を示すのみならず、「指針」をも示すことが要請される そうしない限り、憲法学は災害復興に関する諸問題に対処することができない  
↓
- ただし、「指針」となると、「限界」の部分と比べて憲法解釈が比較的幅のある緩やかなモノになってしまう



# 憲法の「限界」と「指針」のイメージ



憲法の限界ライン  
違憲か合憲か  
「厳格な解釈」  
憲法訴訟論

憲法の許容  
範囲内の政策  
憲法理念から  
より好ましいか  
「緩やかな解釈」  
憲法政策論  
憲法運動論



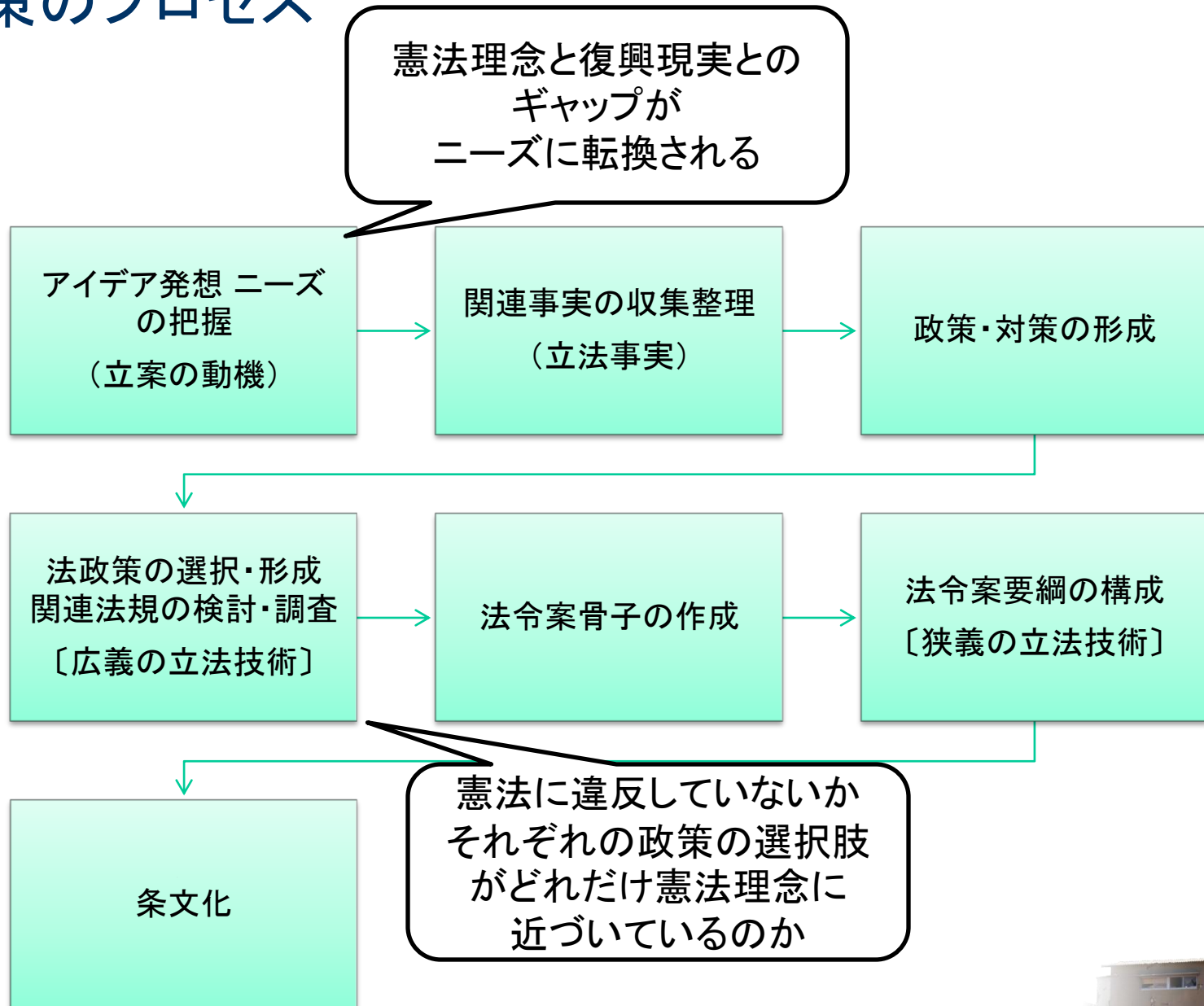
合憲



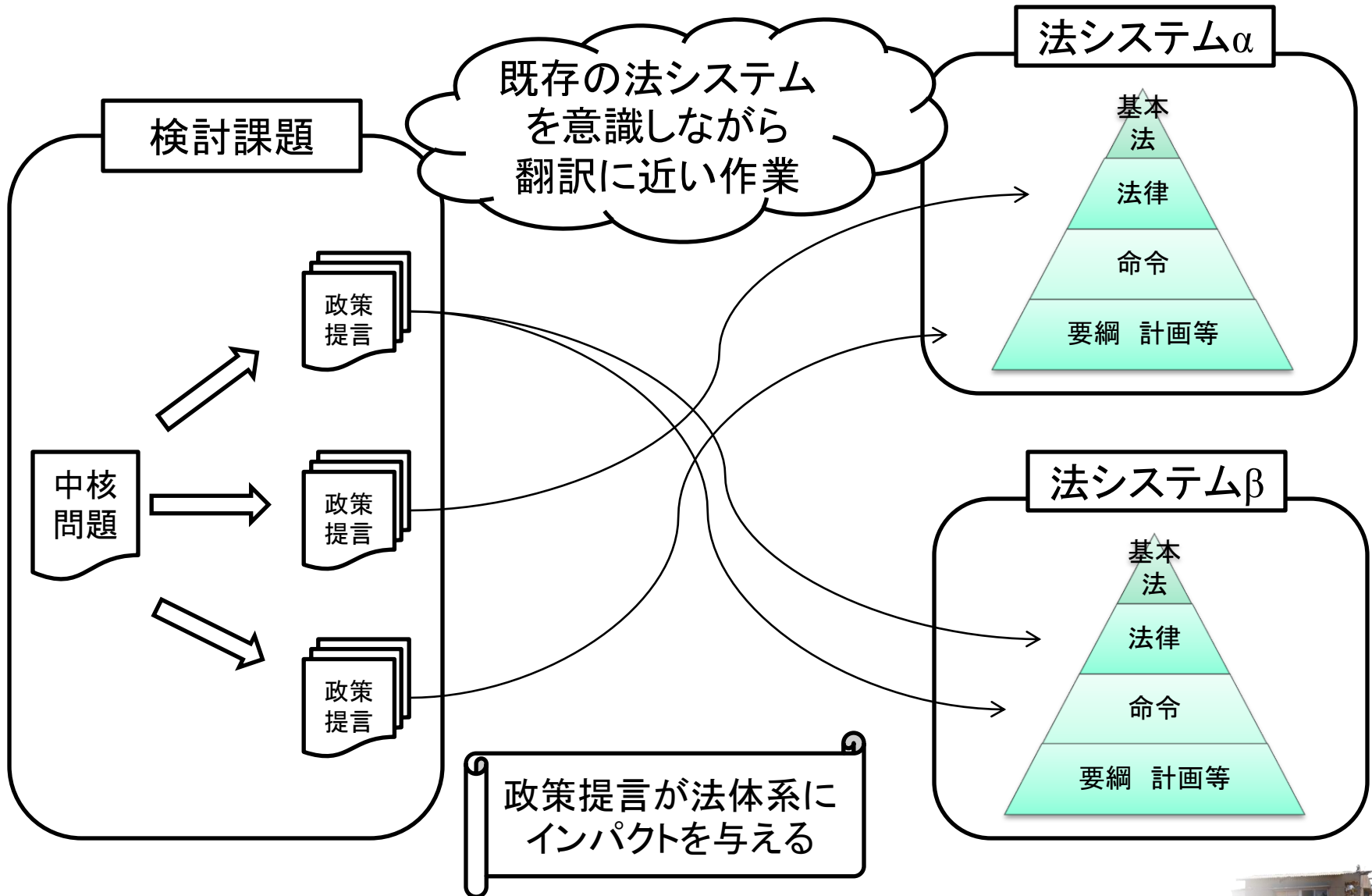
違憲



# 法政策のプロセス



# 検討課題ならびに政策提言を法政策に転換



# 憲法から見た災害復興

- 憲法第13条
- 憲法第25条
- 憲法第14条
- 憲法第29条
- 民主主義 国民主権
- 地方自治の本旨

あくまでも、一例





# 憲法第13条と災害復興

憲法の出発点でもある

- 憲法第13条は**災害復興の原点・出発点**を示している

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

- 個人の尊重

- 自己決定権



## 個人の尊重・自己決定権と災害復興

- 憲法第13条の個人の尊重という原理・原則からして、「災害復興の主人公は個人(被災者)である」ということが要請される  
施策の押しつけを防止(避難所→仮設住宅→復興住宅)  
政策決定プロセスへの参加保障

	統治機構の 原理・原則	
--	----------------	--

	憲法第22条 居住移転の自由	
--	-------------------	--

- また、憲法第13条の自己決定権から人格的・自律的生を基調とした災害復興を根拠付けできる



自立した個人についてはその自己決定・自己責任に基づく営みを最大限に尊重すると同時に、他方、自立できない個人については自立できるところまで国が生活配慮を行うという「**指針**」が導き出される(生存権の規範的根拠)(浦部法穂)



## 生存権(社会権)の根拠としての憲法13条

- 自律した個人も挫折することがあり、生存権は、何らかの事情で自律権を全うできない状況におかれた場合に、再び自律的存在たりうるよう物的環境的に社会として手助けをするという趣旨のものである(佐藤幸治)
- 個人の尊厳は、個人に人たるに値する生活を保障することを要求する(高橋和之)
- その他、勤労の権利(憲法第27条)は自己の経済活動により生存を支える、教育を受ける権利(憲法第26条)は、自己の生き方を自律的に選択し実践していくことの可能な成熟し自立した個人となることを助けるために保障されている(高橋和之)



# 憲法第25条(生存権)と災害復興

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
  - ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 生存権は、裁判的救済という意味ではほとんど役に立たない  
〔朝日訴訟 堀木訴訟〕 → **生存権の死刑判決**
  - 生活に困っている人を困っている程度に応じて救済を行う、「社会国家原理」= 政策指針が導かれる(阿部泰隆)
  - この原理の出発点として、国家が「困っている人が誰なのか、どのように困っているのかについてきちんと把握できているのか」という被災者ニーズの把握という課題が提示される



# 憲法第14条(公平性原則)と防災政策

- 条文

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 「公平性原則」から以下の二つの原理が抽出

困っている人には困っている人なりの支援を行う 「実質的平等の原理」

同じくらいに困っているのであれば同等の支援を行う 「形式的平等の原理」

- 災害規模、地域間における支援内容の差異 **最低限の保障**

- 自立支援金訴訟→世帯主への差別的給付 **「憲法の限界」**



# 憲法第29条(財産権保障)と災害復興

- 条文

財産権は、これを侵してはならない。

- 憲法第29条から被災者支援法制の「指針」が導き出されうる

個人主義的な側面から

個人の自律を可能にするような公的支援  
制度的保障という側面から

コミュニティ空間の回復の要請

コミュニティがあつての財産権行使

(棟居快行)

コミュニティは個人のアイデンティティの重要な構成要素であり  
憲法第13条からもその尊重が要請される

- 被災者支援法制の「限界」としての個人補償否定論の克服  
(自助努力の促進、コミュニティの維持といった公共性)



# 統治機構に関する原理・原則と災害復興

- 統治機構に関する条文も究極的には、基本的人権の保障を実現するために存在している
- 民主主義 国民主権
- 地方自治の本旨(団体自治と住民自治)
  - これらの憲法上の原則は、被災地における、被災者による被災者のための支援施策が行われることを要請するものである
  - いわば、「被災地・被災者自治」の要請



# 民主主義 国民主権

- 政策過程に被災者がどれだけコミットできるか？
- 立法能力は致命的なほどに欠如している！！
- 財政民主主義〔憲法第83条以下〕
  - 復興基金・交付金・補助金の議論をする際に不可欠どこまで財政のことを把握できているのか！！
- 政治のコントロールというのは、「法律」と「財政」によってなされているのであるが、そのどちらも国民が把握し切れていない状況が、日本の民主主義のレベルを物語っている！！





# 地方自治の本旨〔憲法第92条〕

- 条文

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

- 団体自治

財源・法的権限の問題→本当に中央政府から独立しているのか？ そもそも独自に行う能力があるのか？

災害時には一時的な中央集権はやむを得ないが、その後にどのような段階で自治能力を回復していけばいいのか？

- 住民自治

被災地における復興の場面（復興計画・土地区画整理等）において、どこまで住民の意思が反映されているのか？



## 参考文献

- 高橋和之 立憲主義と日本国憲法 有斐閣(2005年)
- 小林直樹 憲法政策論 日本評論社(1991年)
- 阿部泰隆 大震災の法と政策 日本評論社(1995年)
- 浦部法穂 「個人の尊重」を考える 法学セミナーNo.496(1996年)32～35頁
- 浦部法穂 被災者に対する「公的支援」と憲法 自由と正義1997年8月号 108～116頁
- 吉田栄司 被災者の人権侵害をどう考えるか 自由と正義1997年8月号 43～46頁
- 棟居快行 4. 大震災と都市・生活再建支援小浦報告を受けて DRI 調査研究レポートvol.4『震災復興と公共政策』人と防災未来センター(2004年)163～164頁
- 尾形健 「福祉」問題の憲法学—「自由で公正な社会」における社会保障制度の意義 ジュリストNo.1244(2003年)108～115頁
- 土井真一 佐藤幸治教授の人格的自律権論—その意義と射程 法律時報 81巻11号(2009年)61～67頁
- 山崎栄一 被災者支援の憲法政策—憲法政策論のための予備的作業— 六甲台論集法学政治学篇 第48巻第1号(2001年)97～169頁

